

発委第 号

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年6月21日提出

提出者 飯田市議会 議会運営委員会
委員長 井坪 隆

記

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号イ中「予算及び決算に関する事項」を「次に掲げる事項」に改め、同イの次に次のように加える。

- (ア) 予算及び決算に関する事項
- (イ) 基本構想に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。